

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 日本ハム株式会社
代表者名 取締役社長 藤 井 良 清
(コード番号 2282 東証・大証第一部)
問合せ先 広報部長 西 原 耕 一
T E L 06-6282-3031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）（以下、これらをあわせて「会社法等」という。）がそれぞれ平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。
 - ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条（機関）を新設するものであります。
 - ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条（単元未満株式についての権利の制限）を新設するものであります。
 - ④ 「会社法施行規則」及び「会社計算規則」に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類をインターネット開示することができるように、第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 24 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑥ 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 34 条（社外監査役との間の責任限定契約）を新設するものであります。
 - ⑦ 会社法第 459 条第 1 項及び第 460 条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
 - ⑧ その他、定款全般にわたって会社法等の規定に整合させるため、定款に定めがあるとみなされる事項等必要な規定の追加及び引用する法律条文や用語の変更を行うものであります。

- (2) 今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (3) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、現行定款第4条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更いたします。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (4) 取締役会のさらなる活性化を図り、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うため、現行定款第16条において、取締役の員数に上限を定めるものであります。
- 当社は平成15年4月から執行役員制度を導入し、執行役員制度の定着に伴い、かかる当社の実態に即して該当条文に変更を加えるものであります。
- (5) 監査体制の適正な規模を明確にするために、現行定款第26条において、監査役の員数に上限を定めるものであります。
- (6) その他、条文の整理・統合、重要性の低い条文の削除、章・条の構成や順序、条数、一部表現の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分であります。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 【条文省略】 (11) 【新 設】 (12) 【条文省略】 (22) | (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 【現行どおり】 (11) (12) <u>皮革・皮革製品の製造、輸出入および販売</u> (13) (23) 【現行どおり】 |
| 【新 設】 | (機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> |
| (公告の方法) 第4条 <u>当社の公告は、大阪市および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u> | (公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> |

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、5億7千万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5億7千万株とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">【新 設】</p> | <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株券を発行する。</p> |
| <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> | <p style="text-align: center;">【削 除】</p> |
| <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p> | <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">【新 設】</p> | <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> |
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> |

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する手続きおよび手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とみなすことができる。</p> | <p>【削 除】</p> |
| <p>第3章 株 主 総 会 (株主総会開催の時期)</p> <p>第11条 【条文省略】</p> | <p>第3章 株 主 総 会 (株主総会開催の時期)</p> <p>第12条 【現行どおり】</p> |
| <p>【新 設】</p> | <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> |
| <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、第19条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p> | <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、第21条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p> |
| <p>【新 設】</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |
| <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を<u>証する</u>書面を当会社に<u>差出さ</u>なければならない。</p> | <p>(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を<u>証明する</u>書面を当会社に<u>提出し</u>なければならない。</p> |
| <p>(議事録) 第 15 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席取締役がこれに記名捺印する。</p> | <p>【削 除】</p> |
| <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の数) 第 16 条 当会社の取締役は <u>3 名以上</u>とする。</p> | <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の数) 第 18 条 当会社の取締役は <u>3 名以上 1 2 名以内</u>とする。</p> |
| <p>(取締役の選任) 第 17 条 取締役は株主総会において選任し、その選任決議には総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> | <p>(取締役の選任) 第 19 条 取締役は株主総会において選任し、その選任決議には<u>議決権を行使することが</u>できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> |
| <p>(取締役の任期) 第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役) 第 19 条 取締役会の<u>決議により</u>会社を代表する取締役として取締役社長 1 名を<u>定め</u>、必要に応じて他に会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。 ② 取締役会の<u>決議により</u>必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長若干名を<u>定める</u>ことができる。 ③ 取締役社長は、取締役会の決議に従い業務を執行し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、<u>その決議をもって</u>会社を代表する取締役として取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じて他に会社を代表する取締役を<u>選定する</u>ことができる。 ② 取締役会は、<u>その決議をもって</u>必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長若干名を<u>選定する</u>ことができる。 ③ 取締役社長は、取締役会の決議に従い業務を執行し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。</p> |
| <p>(取締役会) 第 20 条 【条文省略】</p> | <p>(取締役会) 第 22 条 【現行どおり】</p> |
| <p>(取締役会の招集および決議) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>② 取締役社長に事故あるときは、第 19 条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で行う。</u></p> | <p>② 取締役社長に事故あるときは、第 21 条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p> <p>【削 除】</p> |
| <p>【新 設】</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役が、これに記名捺印する。</u></p> | <p>【削 除】</p> |
| <p>(報 酬)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> |
| <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第 24 条 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間で、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任に関し、同条第 19 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> | <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>(顧問および相談役)</p> <p>第 25 条 【条文省略】</p> | <p>(顧問および相談役)</p> <p>第 27 条 【現行どおり】</p> |
| <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の数)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は<u>3 名以上</u>とする。</p> | <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の数)</p> <p>第 28 条 当社の監査役は<u>3 名以上 5 名以内</u>とする。</p> |
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第 27 条 監査役は株主総会において選任し、その選任決議には<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> | <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 監査役は株主総会において選任し、その選任決議には<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一</u>とする。</p> | <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> |

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(常勤監査役) 第 29 条 監査役は、<u>その互選</u>をもって常勤監査役 1 名以上を定める。</p> | <p>(常勤監査役) 第 31 条 監査役会は、<u>その決議</u>をもって常勤監査役 1 名以上を選定する。</p> |
| <p>(監査役会の招集および決議) 第 30 条 監査役会は、各監査役が招集する。招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> | <p>(監査役会の招集) 第 32 条 監査役会は、各監査役が招集する。招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 【削 除】</p> |
| <p>(監査役会の議事録) 第 31 条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が、これに記名捺印する。</u></p> | <p>【削 除】</p> |
| <p>(報 酬) 第 32 条 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p> | <p>(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> |
| <p>【新 設】</p> | <p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第 34 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第 6 章 計 算 (営業年度) 第 33 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。</p> | <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> |
| <p>【新 設】</p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 36 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって定める。</u></p> |
| <p>(株主配当金) 第 34 条 <u>株主配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> 【新 設】</p> | <p>(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当(期末配当という。)を行う。 ② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> |
| <p>(株主配当金の除斥期間) 第 35 条 株主配当金が支払開始の日から満 3 年を経過して受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> | <p>(配当金の除斥期間) 第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> |

以 上